

## 令和2年度 事業計画

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

公益財団法人運行管理者試験センター

項 目	事 業 内 容
1. 運行管理者試験の実施	<p>○ 道路運送法及び貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者試験の実施</p> <p>(1) 令和2年度においては、次のとおり、全国の試験会場においてそれぞれ試験を2回実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 第1回試験（貨物、旅客） 令和2年8月23日（日）</li><li>・ 第2回試験（貨物、旅客） 令和3年3月7日（日）</li></ul> <p>(2) 上記試験実施後、運行管理者試験委員会を開催して、試験の合格基準、出題方針等について審議を行う。</p> <p>(3) 上記試験実施にあたり、適正な試験問題の作成に資するため、運行管理者試験問題検討委員会において、試験問題（原案）の審議を行う。</p> <p>(4) 受験者への試験結果の通知及び当試験センターのホームページにおいて合格者の発表を行う。</p> <p>また、希望者には、問題毎の正否、総得点及び分野別の責任点の取得状況を提供する。</p>
2. 運行管理者試験の広報	<p>○ 運行管理者試験実施等に関する利用者への広報の実施</p> <p>(1) 試験に係る公示文及び試験の案内（リーフレット）を試験毎に作成し、行政機関及び関係団体等を通じて広報する。</p> <p>(2) 試験に関する電話照会に対し、オペレーターの配置、自動音声（365日24時間対応）による案内サービスを提供する。</p> <p>(3) パソコン及びスマートフォンに対応したホームページを活用して、申請手続き等に関して次の広報を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 試験実施に係る公示、試験の案内及び申請手続等</li><li>② 受験申請書の受理状況</li><li>③ 合格者の受験番号</li><li>④ 試験問題及びその正答</li><li>⑤ 試験の実施状況</li></ul>

<p>3. 運行管理者試験の利用者の利便性の向上及び試験事務の適正化等の推進</p>	<p>1. 運行管理者試験の利用者の利便性の向上</p> <p>(1) 過去の試験問題の掲載        受験者の過去の試験問題の利用を容易にするため、過去の試験問題（1年分）及び正答表を当試験センターのホームページに掲載する。</p> <p>(2) 電子申請の利用の促進</p> <p>① 受験者がより簡単かつ便利に受験申請が行える電子申請について、その特徴、操作方法等を当試験センターのホームページ及び試験案内書を活用して広報することにより、電子申請の利用者の拡大に取り組む。</p> <p>② 電子申請については、令和元年度からパソコン及びスマートフォンから申請を受付できる新電子申請システムを稼働し、その利用者数が拡大している。今後も申請者からの意見を反映して必要なシステム改修を行い、一層の利便性の向上に努める。</p> <p>③ 平成30年度に導入した再受験申請についても、令和元年度からパソコン及びスマートフォンより申請を受付するシステムを稼働し、その利用者が拡大している。今後も一層の利便性の向上に努める。</p> <p>④ 受験者が多く所属する事業者を対象とした電子申請（団体申請）について、利便性の向上を図った新システムを稼働させる。また、その利便性等について案内することにより、電子申請の利用拡大に取り組む。</p> <p>⑤ 申請書の直接入手が困難な受験者及び電子申請が困難な受験者に対し、電子申請の利点を享受可能とする「おまかせ申請」については、電子申請利用者の拡大に伴い、これを廃止する。        今後は、申請書の直接入手が困難な受験者を対象に、申請書を郵送により入手できる方策を実現し、利便性の向上に努める。</p> <p>⑥ 電子申請と書面申請による申請者データを一元管理するため、現行の試験管理システムの全面的な見直しを行う。</p>
--	--

	<p><b>2. 試験事務の適正化等への取組</b></p> <p>(1) 不正行為等の防止のための取組</p> <p>① スマートフォン等電子機器を用いた不正行為（カンニング）を防止するための対策を盛り込んだ「試験実施マニュアル」に基づき、厳正な試験の実施に努める。また、引き続き、同マニュアルの必要な見直しを行う。</p> <p>② 試験の実施にあたり、各試験会場（数か所程度）の運営状況について調査を実施し、「試験実施マニュアル」に基づき試験が適正に実施されていることを調査する。</p> <p>③ 試験会場の運営に当たる自動車運送事業の団体職員を対象に、試験監督の留意事項等を徹底するため研修会を開催する。</p> <p>④ 国家試験を実施する試験機関の情報交換連絡会を通じて、不正行為の防止を含め、試験の実施に関する有用な情報の収集にあたり、適正な試験の実施に繋げる。</p> <p>(2) 運行管理者試験の問題作成の高度化のための取組</p> <p>① 運行管理者試験の問題作成の高度化及び効率化を図るために、引き続き、試験問題作成・管理システムを活用して適正な試験問題の作成に努める。</p> <p>② 試験問題をより適正なものとするため、自動車運送事業者等との意見交換会を適宜開催する。</p> <p>(3) 業務の効率化の取組</p> <p>新電子申請システムの稼働により、IT 技術を活用して申請受付業務の事務処理方法を見直し、引き続き業務の効率化に取り組む。</p>
<p><b>4. 令和元年度第2回運行管理者試験の中止に伴う対応</b></p>	<p>○<b>運行管理者試験の中止に伴う対応</b></p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、政府からの要請を受けて、令和2年3月1日(日)の令和元年度第2回運行管理者試験を中止した。</p>

	<p>このため、既に払込まれた受験手数料については、申請者の意向を確認したうえで、令和2年度第1回運行管理者試験の手数料に振替えるとともに、返金を希望される方には、返金する措置を講じることとする。</p> <p>なお、令和2年度第1回運行管理者試験の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染の状況を踏まえ、必要な感染対策を講じることとする。</p>
<p>5. 試験合格者の「資格者証」取得の支援事業</p>	<p>○ <b>運行管理者試験合格者の運行管理者資格者証の確実な取得のための申請手続の支援の実施</b></p> <p>試験合格後3ヶ月の期限内に運行管理者試験合格者が行う各運輸支局への運行管理者資格者証の交付申請手続きについて、申請者の失念防止及び負担軽減の観点から、令和元年度に定款変更を行い、試験センターの事業として位置付け、全国で事業を開始したところである。今後、確実な事業の実施と申請者の利便性の向上に努める。</p>
<p>6. 理事会及び評議員会等の開催</p>	<p>○ <b>評議員会、理事会の開催関係</b></p> <p>定款に基づき、評議員会及び理事会を開催する。</p> <p>なお、定時評議員会及び通常理事会の他、緊急に審議事項等が発生した場合は、臨時の評議員会及び理事会を開催する。</p>